



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2021年9月13日 No.356

「現業機関における柔軟な働き方の実現について」 施策実施に伴う賃金・手当などを解明する！

東日本ユニオンは9月8日、申第7号「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する第四次申し入れの団体交渉を開催し、施策実施に伴う賃金面について経営側と議論を行いました。

○基本給の調整（キャリア加算）の判断基準を明らかにすること

- ・区分にある業務を単独で担えるようになったら加算する。
- ・運転士と車掌は、研修に入った時点で加算する。
- ・営業、輸送、乗務員以外の業務（生活サービス、IT・Suica サービスなど）はキャリア加算の対象外となる。※営業の社員が車内改札をすれば乗務員の区分になる。
- ・現行ある業務が一つの目安となるが、職場ごとに違いがあるとは考えていない。

○基本給の調整（キャリア加算）の加算時期の考え方を明らかにすること

- ・加算の時期は、単独業務開始後の翌月1日となる。

○基本給の調整の上限を2区分（2,000円）としている理由を明らかにすること

- ・ジョブ型雇用を意としているわけではない。
- ・ファーストステップとしての加算である。長期雇用の中での活用がメインであり、新たなジョブローテーションのキャリア加算実施当時と考え方に変わりはない。

○基本給の調整の対象に助役を対象外としている理由を明らかにすること

- ・助役になるまでに様々な業務を経験しており、現場長や助役には他に賃金措置も行っている。

○発令・業務内容を就業規則別表第1の職務内容を転用した理由について明らかにすること

- ・職名の統合に合わせたものを表記したものである。

○企画部門と出向の区分は発令で判断している理由を明らかにすること

- ・企画部門、出向、医療は発令で整理できているため、従来通りとしている。

○現業機関におけるフレックスタイム制の導入に関する基準について明らかにすること

- ・業務内容に応じて導入していく。同じ現業機関でも適用できる業務には適用し、様々な職場でも導入できるか検討していく。

○フレキシブル欠勤、始終業時刻の変更手続の方法について明らかにすること

- ・事前申請と承認が必要になる。前日までに所属している箇所に申請する。
- ・企画部門と乗務員を兼務する社員はフレックスタイム制を使用できないが、フレキシブル欠勤を使用することにより、フレックスタイム制と同じような働き方ができる。

○フレキシブル欠勤、始終業時刻の変更が可能な勤務認証について明らかにすること

- ・日勤と8時間以内の変形勤務に該当すれば可能である。

○統括センター及び営業統括センター内で級地区分が異なる箇所における寒冷地手当の支給に関する考え方を明らかにすること

- ・級地をまたがっている場合は、支給額が高い方の級地に所在するものとして取り扱い、全社員に適用する。

○統括センター及び営業統括センター内で級地区分が異なる箇所における都市手当の支給に関する考え方を明らかにすること

- ・級地をまたがっている場合は、支給額の高い方の級地に所在するものとして取り扱い、全社員に適用する。

○業務の融合により複数の職に従事した場合、職務手当の支給に関する考え方を明らかにすること

- ・もっぱら（月の半分以上）その業務に従事している職務に対して支給する。

○時間単位での柔軟な働き方について、乗務業務と構内業務等を融合した場合の深夜早朝勤務手当の支給に関する考え方を明らかにすること

- ・1仕業において、もっぱら（勤務の半分以上）従事した業務で判断する。

○統括センター及び営業統括センターのエリア内にある各職場の所在地が異なることから、別居手当の支給額の考え方を明らかにすること

- ・最遠方の勤務箇所。または最も所要時間が掛かる箇所で判断する。
- ・乗務業務のみ担当する社員は、その所属の勤務箇所となる。

○運転無事故表彰の副賞金の支給に関する考え方を明らかにすること

- ・高い区分の対象業務に月に1回でも従事すれば、月単位で表彰基準期間の短い職種で算定する。

○衛生管理者、危険物保安監督者の指定に関する基準について明らかにすること

- ・法律上、事業場で選定する必要があり、資格を取得してもらうために手当を支給してきた。今後は事務職だけに従事する働き方に留まらない。役割を担っていただく社員を指定する。
- ・職名を統合し、見直すことが大きな理由である。

○いわゆる通勤超勤の支給対象外に伴う経過措置を行う理由を明らかにすること

- ・原則は社員負担なので会社として措置する必要はない。
- ・今まで支給していたことから、段階的に経過措置を設ける。
- ・統括センター及び営業統括センター所属以外は通勤超勤の扱いが発生する。
- ・兼務の社員は適用外となる。

○いわゆる通勤超勤の支給対象外に伴う経過措置で、統括センター及び営業統括センターに勤務し、拠点箇所から出向が必要な各担務への移動とはどのようなことが明らかにすること

- ・もっぱら勤務する駅を基点とし、その他の駅にどれだけ出勤するか個別で変わってくる。
- ・最も拠点から遠い駅での算定ではなく、拠点以外の駅での担務数により算定する。